

判例研究

〔商法 三六二〕

白地手形の保証人兼裏書人に対する 手形金請求と権利の濫用

〔判示事項〕

一、白地手形の裏書人は、振出人がその白地部分の補充権を付与しなかったとか、一定の限度内の補充権のみ付与したとの主張立証をしない限り、所持人に対して補充権濫用の抗弁を主張しえない。

二、手形の所持人が原因関係を作出する目的で売買契約を仮装した場合、所持人は手形を保持し、手形上の権利を行使する実質的理由を有しないのであって、手形を所持しているからといって、手形保証人兼裏書人に対し、手形金を請求することは、権利の濫用であり許されない。

〔参照条文〕 手形法一〇条・一七条・三二条・七七条、民法一条

〔事実〕 本件は、いま流行りの劇画よろしく、芸者とおぼし

平成三年八月二八日第一七民事部判決、控訴棄却、
約束手形金請求控訴事件、東京高裁平成二年（ネ）四三三三号、
金融法務事情 二二八号二頁

き女性と老農夫との情事からはじまり、多くの登場人物が色と欲にからんで麻のように乱れて往き来して、複雑な人間悲喜劇とそれに伴う法律関係とを織りなしているが、できるだけ時間の流れに沿って事実関係を整理してみよう。

一 本件の約束手形は、もともと統一手形用紙の振出人欄に倒産まぎわの訴外A社の記名と代表者印の押捺がなされ、ほかには不動産文字で支払地および支払場所が印刷されていたにすぎない白地手形数通のうちの一通であったが、事情は不明ながら訴外Bがこれらを所持しており、無免許の不動産業者である訴外Cは、Bからうち二通を「借用」していた。

二 昭和六二年三月頃、訴外Dは訴外Eに対して金融を依頼し、EはCにこの話を持ちかけたところ、CはEに対してA会社振出の約束手形二通を交付し、融資のためにしかるべき人物に裏

書させるように求めた。Eを介して右二通のうち本件手形を受領したDは、当時情交関係にあった、農業を営む七三歳のYに、「金が必要だから書いて下さい。」とか「質屋から三味線を出すのに男の人の名前が必要だ。」と告げて、本件約束手形の表面および裏面に、署名・指印（右手示指）させた後、DがY名義の三文判を押捺したうえ、手形をEとともにC方に持参した。

三 Dは、同年四月初め頃、Cを介して金融業者のFより一〇〇万円を借り受けたが、Cに対し本件手形を担保にさらに二〇〇万円から三〇〇万円ほど融資して欲しいと依頼し、Cは数日中に用意する旨を約した。その際、本件手形の金額欄は未だ白地であったが、右白地部分はDの要請により、追加融資がなされてからその金額に応じて補充することとされた（手形は貸主のFのもとには渡らず、Cが所持していたようである）。

四月一五日頃、Cは、Yの印鑑証明書と委任状がなければ、本件手形によってはそれ以上の融資を受けるのは困難であるとしてYとDをレストランに呼び出し、Yからこれらの書類を手に入れようとし、また、Yに別の手形への裏書を求めたが、Yがこれを拒否してその場から逃げだしたため目的を果たせなかった。

四 右の事情により、本件手形を担保としてFから追加融資を受けることは不可能となったが、四月二十七日、CはDに対して同月三〇日までに約束の金員を用立てる旨の念書を差し入れた。

五 一方、金融業者である控訴人Xは、昭和三六、七年頃から

Cと貸借関係があり、XのCに対する融資未回収分は約三億円にも上っていたが、当時の三年間でXはCから一五〇万円程度の弁済しか受けていなかった。

Xは右貸付金の取立のためにC方をしばしば訪れていたが、はじめにCがEに本件手形を交付して保証のための裏書を求めたときも、また、D・EがYの署名・指印した手形をC宅に持参してCから貸金を受け取り、Dが追加融資を依頼したときもC宅に立ち寄っていた。XはこうしたCとの関わりによって、本件手形をめぐる経過を見聞し、Yの資力に関心を寄せており、すでに前記四月一五日のレストランの一件よりも前にYの資産を把握していた。

六 本件手形の振出人であるAは、昭和六二年三月二五日に第一回の不渡りを出し、同年四月二〇日には銀行取引停止処分を受けた。Xは、遅くとも同年四月末か五月初め頃には、右事実を知っており、しかも、C、Dに資力がないのを承知していたにもかかわらず、四月末ころに、本件手形を各代金支払のために交付する条件で、Dも巻き込んでX所有の土地四筆（甲乙丙丁）をXからCへ譲渡し、さらにそのうちの二筆（丁・地目は田）をCからDに転売することとした。右の二つの売買契約の代金は、目的物に四筆、一筆の違いがあるにもかかわらずいずれも四〇〇〇万円とされ、うち三〇〇〇万円の支払は、金額欄にチェックライターで「¥30,000,000」満期欄に「昭和六二年六月二〇日」と補充した本件手形を各契約締結と同時に各売

主に交付して行い（裏書交付か否かは判決文には明示されておらず、また、登載誌には手形目録が載せられていないため判然とはしないが、後述のように仮装売買を原因とする譲渡と認定されていることからすると裏書交付と考える方が自然であろうか）、残金一〇〇〇万円は四月三〇日に支払う旨の売買契約書を作成日付を四月初めに遡らせて作成した。土地甲ないし丁は、昭和六年五月二日付けでXからCへ移転登記され、さらに丁については同月八日付けでDへ所有権移転請求権仮登記移転の附記登記がなされた。

Dは、土地の取得は全く望んでおらず、右売買残代金一〇〇〇万円を支払う資力もなかったが、追加融資が実行されないのに本件手形が返還されないばかりか、X・Cによって手形金額が自己の受けた融資額をはるかに越える三〇〇〇万円と補充されてしまったために困り果て、X・Cのいうままに従った。

七 右の土地甲・乙・丙については、その後昭和六年六月八日付けでCから訴外Gに移転登記され、さらに、昭和六年一月一八日付けでGからXに名義が戻されているが、事情は不明である。他方、Dに移転された丁土地は、Cの紹介により、隣接する甲土地と共同で利用する特約付きで訴外H（その後行方不明）に代金わずか二五〇万円で譲渡され、昭和六年五月二二日付けで移転附記登記された。だが、Dには五〇万円程度しか支払われず（取得価額に較べても非常に低額なところから、「口止料」的なものか？）、さらに、同日付けで訴外Iに移転附記登記されている。

八 Xは、昭和六年五月九日頃、本件手形振出人Aがすでに銀行取引停止処分を受けていたことから、手形保証人兼裏書人Yに対する満期前遡求（手四三条三号、七七条一項四号）を原因とする手形債権を被保全債権としてY所有の不動産に対する仮差押命令申請の手続を進め、同年六月一日に右申請を行った。しかし、その一方では、前述のように残代金一〇〇〇万円の支払も未了であり、その支払の見込みもないのにCへの所有権移転手続を進め、また、C、Dから第三者への売買が未了であったのに、Cとの売買契約を解除して自己の登記名義回復を図ることもなく、土地甲ないし丁を保全する手続はまったくしなかった。Xは本訴提起後も、本件の経過に關し、Dに「事実証明書」と題する書面を書かせ、また、Dの供述録取書の一部の自分の自分に不利益な部分に自ら線を引き、Dにそれらを訂正させた。

九 Xから、Yに対して手形金請求訴訟を提起したところ、原審（新潟地判平成二年一〇月三日）は、Cは、Yが本件手形の金額欄の補充について補充権を付与していないことを知りながら、土地の売買代金に符合させる形で三〇〇〇万円と補充し、他方Xは、土地を売買する意思が存在しないにもかかわらず、本件手形交付の原因関係を作出す目的で不動産売買という仮装行為を行ったものであり、Xが本件手形を取得する当時Cの白地補充権濫用について悪意であったものとして、YはXに対し、いわゆる白地補充権濫用の主張をもって対抗することができる

と判示した。Xから控訴。

〔判旨〕 控訴棄却。

一 Yが本件約束手形の表面に手形保証としての署名をするともに、同手形に裏書をしたことが認められる。（中略）

二 そこで、本項以下、抗弁につき検討する。（中略）

〔前記一ないし三の諸事実を総合すると〕 本件約束手形に署名指印した際、Yが、それが手形であり、何らかの形でDの金策に利用されることを理解し、予想していなかったとまでは認めがたい。しかし、Yの行動等に照らせば、Yは、同人自身が手形保証人、裏書人として現実に債務を負担することまでは了解していなかったとも考えられる。

この点につき、Yは、白地補充権濫用の抗弁を主張する。しかしながら、本件約束手形の振出人は、Aであるところ、Aがその白地部分の補充権を付与しなかったとか、一定の限度内の補充権のみ付与した旨の主張立証はない。そして、Yの右抗弁の基礎となる事実をみれば、結局のところ、前記のとおり、Yは、白地部分の補充の如何にかかわらず、自らは手形上の保証人や裏書人として債務を負担しないものとして、本件約束手形に署名しDに交付したというものと考えられる。右の点は、別個の抗弁として主張するのは格別、本来Y主張のような補充権濫用の問題ではないと解される。

三 次に、Yは、錯誤や詐欺の主張をするが、前項記載のところからすれば、右主張を認めるには不足なといわざるをえな

い。

四 そこで、原因関係欠缺の抗弁について検討する。（中略）

〔前記四ないし八の事実を総合すると〕 本件約束手形の金額欄等は、XとCとの本件売買の話が浮上するまで白地であったところ、契約成立の途上、同人らによって補充されたものであり、また、右売買は、（中略）その内容も経過も極めて不自然、不合理なものである。そして、Xは、Cと関わることによって、本件約束手形をめぐる前認定のような経過を本件売買前から見聞し、Yの資力にも関心を寄せていたこと、Cとの従来からの関係、売買後のXの対応状況、本件甲ないし丙の土地がX名義に戻っているにもかかわらず、なぜ、どのような経緯でこのようになったのか、Xが合理的な説明をしていないことなどの諸点をも合わせ考えると、右売買が、真実本件甲ないし丙の土地の所有権等を移転する意思をもって行われたとは考えにくい。

以上の点を総合すれば、右売買契約は、XとCとの間において、たまたまCにもとに預けられていた本件約束手形を利用して、白地補充にかかるその手形金をYに支払わせるため、本件約束手形の原因関係を作出する目的で仮装したものというべきである。（中略）

そうすると、Xは、本件約束手形を保持し、手形上の権利を行使する実質的理由を有しないのであって、右手形を所持しているからといって、Yに対し、手形金を請求することは、権利の濫用であり許されない。

〔研究〕 結論的賛成。

一 本件では、Yが本件白地手形の表面および裏面にそれぞれ氏名を手書きしたことによって、振出人Aを被保証人とする手形保証人となる（手二三条三項・四項、手七七条）と同時に、裏書人となることに方式上の問題はない（指印は、私文書の真正を推定させるのみで（民訴法三三六条）、方式上は無意義）。所持人Xは、右のYの手形保証債務（手三一条一項、手七七条）と、裏書の担保責任（手一五一条一項、七七条）のいずれかの履行を求めて、選択的に請求を併合していたものとみられる。

原審は、YがXに対して主張した補充権濫用の抗弁（手一〇条、七七条）を容れてXの請求を棄却したが、これに対して、本件控訴審判決は、Yの補充権濫用の抗弁や詐欺・錯誤の抗弁を否定したものの、Yの「原因関係欠缺の抗弁」を容れ、所持人の権利濫用を持ち出すことによって、やはりXの控訴を棄却した。

二 まず、本件判旨は、補充権濫用といえるためには、白地手形の——手形保証人や裏書人ではなく——振出人が補充権を留保したとか、一定の限度内の補充権のみ付与したとかの事実がなければならぬと判示する。つまり、白地手形の補充権は、基本手形の作成者である振出人のみが生み出し得るものであり、この点で、原審が、手形保証人兼裏書人であるYも補充権を授与し得ることを前提にYの補充権濫用の抗弁を容れたのは、その前提が誤っているものとする。

これに対して、福瀧博之教授は、本件評釈（商事法務一三九一号二九頁以下）において本件原審の理論構成を支持される。その理由とされるところをみると、現在の通説が、白地手形には少なくとも一人の手形行為者の署名があれば足り、振出署名のほかに白紙の手形になした手形保証、裏書、引受署名によって有効な白地手形を成立させることができる（大隅健一郎・新版手形法・小切手法講義九五頁、鈴木竹雄・前田庸・手形法・小切手法（新版）二二二頁、また、一定の手形行為としての署名のある白地手形の上に、さらに別の手形行為としての署名が行われた場合にも、要件の欠缺のある限りその証券は白地手形であって、後の行為者も白地手形行為者としての責任を負うことになる（大森忠夫「白地手形」手形法・小切手法講座Ⅱ四四頁、河本一郎・総合判例研究叢書商法⑥五頁、鈴木・前田・前掲二二二頁）ものとするれば、右の場合には、「通常、当初の白地手形行為者の授与した補充権が前提とされているのであろうが（本件の場合、振出人Aによる補充権授与の有無、補充権の内容等は、判決からは必ずしも明らかではない）、後の白地手形行為者も交付に当たり、従来の補充権とは別個の内容の一定の補充権を授与することもできると考えてよいであろう（手形取得者と各手形行為者の関係は、手形法一〇条によって解決できるであろう）」（括弧内は原文のまま）と論じられている。

しかし、たとえ白地手形保証、白地裏書を認める通説によっても、いったい署名者ごとに独自の補充権を与えうることまで

を認めるものであろうか。もしこれを突き詰めると、あらゆる白地手形についてなされる署名の数だけ補充権が発生し得ることになるが、それは従来の補充権の観念を越えるものではないだろう。少なくとも、福瀧教授が前提とされる主観説（筆者も同説である）に立ち、基本手形に表示される振出人の意思表示を完成させる権限をもって補充権と呼ぶものとすれば（倉澤康一郎・手形判例の基礎九三頁）、補充権は一つの手形について一個でしか有り得ないはずである。また、大森教授らが「後の白地手形行為者」と呼んでいるのは、まさに当初の補充権授与者が与えた補充権が第三者によって行使され、そこで行使された内容通りの手形債務を負うことを予測して署名した者という意味であって、独自に「補充権」を生み出す者という意味を有していないとみるのが素直な理解ではないのか。もっとも、白地手形保証や白地裏書を認める通説を推していけば、振出人の署名の以前に、手形保証人や裏書人らの署名によって基本手形に関する補充権が発生することとなり、これと後に振出人が授与する補充権とが一体どのような関係に立つのかはなお不明であるが、しかし、このことは、複数の補充権概念を認めることにつながりかねない以上、一方では、現在の通説の欠陥ないし説明不足を明らかにして、これに反省を迫る契機になるとともに（手形法一〇条の未完成にて「振出シタル」手形という文言からも、振出署名による白地手形のみを認める少数説は見直されてしかるべきであろう。薬師寺師光「新手法注釈」法学志林三七巻一〇号一〇六頁、大

濱信泉・手形小切手法要義二八頁、他方では、振出署名者以外の者が白地部分についてなした合意は、「補充権授与契約」ではなく、手形外の任意の契約として捉えられるのであって、その違反は不当補充（手一〇条）の問題ではなく、人的抗弁（手一七条）の問題になることを示しているのではない。

したがって、本件判旨が、Yの補充権濫用の抗弁を容れた原審の理論を覆したのは正しいというべきである。おそらく原審は、振出人であるA社が倒産前に振り出した白地手形の経済的価値はほとんど無に等しく、いってみれば単なる手形用紙と同列であって、これを利用してなされたYの手形保証・裏書人としての責任が実質的にみて本件手形の経済的価値のすべてであったことに引きずられ（X、CがYの資力に狙いをつけて策略をめぐらせたことは前記「事実」のとおり）、手形保証人兼裏書人Yが本件手形の金額欄の補充について補充権を付与し得るのかのように錯覚したのであろう。

さらに、判旨が指摘するように、補充権の存否・範囲の主張立証責任は、裏書連続による権利推定効あるいは事実上の推定により、債務者にかかってくることになる（坂井芳雄・約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証（改訂版）七二頁、七七頁注（17））。にもかかわらず、本件ではこの点に関するYからの主張立証はなかったものようであるから、福瀧教授も指摘されるように、A会社の振出に関わる実体的真実は明らかではないにせよ（実をいえば有効に振り出されたか否か——極論すれば偽造で

はないか——ということも疑わしいにせよ、手続法上は、有効な白地手形が、しかも補充権の内容について無限定で振り出されたという事実認定がなされることになる。その結果として、本件ではX・Cがなした三〇〇〇万円の補充通りの手形債権が発生することを前提とせざるを得ない。

三では、右に述べたように、原審が不当補充の抗弁の要件事実には該当するものとした事情はほんらい手形外の合意として捉えるべきものとする立場に立ったときに、判旨が、(1)一方で、「本件約束手形に署名指印した際、Yがそれが手形であり、何らかの形でDの金策に利用されることを理解し、予想していなかった」とまでは認めがたく、また、Yの手形行為に錯誤や詐欺による瑕疵はないとしながらも、(2)他方では、Yは「白地部分の補充の如何に関わらず、自らは手形上の保証人や裏書人として債務を負担しないものとして、本件約束手形に署名しDに交付した」点を「別個の抗弁として主張」し得るものと判示したのは、いかなる意味をもつか。いいかえれば、右の(1)ではYは有効な手形保証および裏書行為をなしたものとしていながら、(2)では、Yには債務負担の意思がないものとしていることから、一見この両者は矛盾するように見え、微妙な問題を提起する。この矛盾を解く方法として筆者が考えるのは、Yは有効な手形を一種の「融通手形」としてDに交付したと理解するというものである(後述六)。

ただし、判旨が右の「別個の抗弁」をあくまでも理論的な可

能性にとどまるものと捉え、本件では当事者の主張がないなどの事情によって、實際上問題になる余地はないものと割り切っているとするれば、右の判示は所詮は原審判決を批判しただけの傍論にすぎないことになり、この点に深入りすることは無用なことであろう。そして、そうだとすれば、本件ではY固有の抗弁事由などというものは捨象してもよい問題であり、次に述べるように、要するに、所持人Xの側に権利行使の不当性があるか否かという権利濫用論によってのみ事件の決着がはかれるということになろう。筆者はそのようには考えないが、いずれにしてもこの点は次の「原因関係欠缺の抗弁」と絡んでくることになる。

四 さて、判旨は、「原因関係欠缺の抗弁」の検討に入り、Xが自己の手形取得が売買契約の代金支払のためであったかのようになされたことを捉えて、XのYに対する権利行使は「権利の濫用」として許されないものと判示している。

こうした「権利濫用の抗弁」を打ち出したリーディングケースとして、いわゆる後者の抗弁に関する最高裁(大法廷)昭和四三年二月二五日判決(民集二二卷一三三五四八頁)および手形保証人に権利濫用の抗弁を認めた最高裁(三小)昭和四五年三月三一日判決(民集二四卷三三二一頁)とが著名であるが、本件判旨もこれらの最高裁判決の延長線上にあるものと評価がなされている(春日通良「本件解説」判タ八二一号(平成四年度主要民事判例解説)二〇〇頁、春田博「本件解説」法セミ四五号一三七

頁。ただし、後者は、本件を手形保証人の権利濫用の抗弁の問題としてのみ捉えられるようである。

本件は、Yが保証人兼裏書人であることから、右の両判決の論争点が重なって出てくることに際立った特質があるが、しかし、判旨は、右の昭和四三年判決および昭和四五年判決のどちらにも引用せず、いずれにしてもXが前者からの裏書取得の原因関係が欠缺しており、Xの権利行使は「権利濫用」であって認められないものとした。判旨は、Xを実質的な無権利者とみなすことにより、一挙にXの二つの請求（Yに対する手形保証債務および裏書人の担保責任の履行請求）を否定しようとしたものである。

五 右のうち、まず、手形保証人の抗弁について、かつての判例（最小判昭和三〇年九月二日民集九卷一〇号二二三頁）は、手形保証の独立性（手三三条二項）を強調してYの支払義務を認める立場をとった。しかし、現在では、昭和四三年判決の影響を受けた昭和四五年判決によって、判例法は、従来の手形保証の独立性を強調する前提を維持しながらもこれを権利濫用論によって修正する立場に変更され、また、この判例変更を契機として、学説上、新判例を支持する立場（川村正幸・手形・小切手法二三八頁）、所持人を無権利者と構成して判例の結論を正当化する権利移転行為有因論（前田庸・手形法・小切手入門三〇六頁）、さらには、判例法的前提とする手形保証の独立性を限定的に解し、反対にその附従性（手三三条二項）にもとづいてYが被保証

債務者であるAの抗弁を援用しうるものと解する立場（河本一郎「手形保証と人的抗弁（正・続）」神戸法学雑誌九卷一―二二七頁以下、三三三九頁以下、上柳克郎「前掲昭和三〇年判決批判」法学論叢六三巻四号一〇八頁）が現われて有力化している。

私見によれば、手形保証は同じく保証といっても民法上のそれと異なり、主債務に対する成立における附従性を切断した独立の手形行為であって（手三三条二項は手形行為独立の原則（手七条）の確定規定であり、例外的に手形保証の無効を来す主債務の方式上の瑕疵も、手形保証それ自体の瑕疵として捉え直されるべきである）、その債務の内容が三二条一項によって主債務と同一にされる（ただし、被保証債務の移転・消滅における附従性は原則通り）。だが、手形保証の無因性に内在する手形保証人に固有の抗弁事由によって実質的な利害調整がはかられるべきことを看過してはならない。すなわち、手形保証人としての抗弁は、Yの手形保証の原因の欠缺の抗弁（不当利得の抗弁）として定礎されるべき問題であり、権利濫用の抗弁（権利移転行為有因論もこれと同工異曲であろう）や、手形保証の附従性を持ち出す必要性はないもののようにおもわれる（倉澤・手形判例の基礎一九九頁）。

右の私見を本件に即していえば、本件のYの手形保証の原因は――後述のYの裏書行為と同じく――Dに資金の融通を受けさせる点に存するものというべきである。そして、右の原因がDによって実質的に裏切られた本件の事実関係においては、Y固有の抗弁が生じているものとみるべきであろう（詳しくは六

で述べる)。

これに対しては、手形保証が被保証手形債務の担保を目的とするものであることから、なぜその原因も振出人Aの債務の担保にあるということにならないのかとの疑問もありえよう。たしかに、法的に定型化されている手形行為としては、Yの手形保証の目的はAの振出債務の担保にある。しかし、手形行為の「原因(causa)」は、単なる動機(motif)とは区別され、実質的にみて「何故にそのような手形行為をなしたか」という、行為者の推進的・決定的原因(cause impulsive et déterminante)の問題を示すから、手形行為の定型的目的とは別個であり得る(世上、保証のための裏書や、実質的な主債務者としての裏書がしばしば行われることを想起されたい)。手形保証の担保目的と、内容が異なる実質的な原因とが並存することは決して矛盾ではない。

しかし、注意すべきなのは、右の新しい判例の立場やそれを支持する諸学説のいずれによっても、本件のばあい、Xが被保証債務者Aに対して権利行使できないときにはじめてYがXへの支払を拒絶できることになる点である(福瀧・前掲評釈三三頁も、本件と昭和四五年判決の事案の相違を指摘する)。つまり、XのAに対する権利行使の可否については——振出当事者A→Y間では原因関係が有効であるとみなされる一方、D→C→Xの裏書の原因が仮装売買であったことから——昭和四三年判決が提起した「後者の抗弁」の問題が先決問題となってくるわけである。

ただし、理論構成の是非はともあれ、「後者の抗弁」を結論的に認める後述の判例・多数説の立場によれば、XのAに対する請求は否定され、ひいては、手形保証人Yも、Xに対する支払を拒絶できることになるであろう。

六 そこで、今度は裏書人としてのYの責任についてであるが、本件では、所持人Xの裏書取得の原因関係が通謀虚偽表示(民九四条一項)により無効と判示されたことによって、本件は昭和四三年大法院判決の事案とより直截な共通性があるといえる。

昭和四三年判決をめぐっては、その結論の妥当性について見解が分かれ、理論構成についてもさまざまな主張が繰り広げられているが、筆者はこれを二重無権の抗弁を素朴に権利濫用と表現したにすぎないものとする見方をとっている(拙稿「裏書の単純性とその機能」法学政治学論究二二二頁以下、同「判批」倉澤還暦記念・商法の判例と論理五〇一頁以下)。

また、悪意の抗弁(手一七条但書)は、殊に手形取引において、債務者の抗弁対抗のためにはならない手形金を請求しえない所持人が、わらう人形に裏書することによって手形金をせしめようとする例が多いことにもとづき、こうした所持人に対する奸悪の抗弁(exceptio doli)が歴史的に定型化されて来たものであるとみられるが、手形行為の無因性には原因欠缺による抗弁が内在しているという前述の筆者の立場を敷衍すれば、これもまた、裏書の原因欠缺によって生じる多数当事者間の不当利得の抗弁のあらわれとみるべきことになる(倉澤康一郎・高田晴仁「木内

教授の手形法学」木内宜彦論文集1・手形抗弁の理論・付録冊子（二頁（倉澤）、拙稿・本誌本欄六七巻四号（二九頁）。

右の私見によって本件判旨を眺めてみると、前述三で指摘したように、判旨が一方でYの手形行為に錯誤、詐欺の瑕疵はみとめられないものとし、他方で、Yは「現実に債務を負担することまでは了解していなかった」という点に注目すべきものが含まれていることになる。すなわち、右の両者を矛盾なく説明するならば、判旨は、YとDの間に融通手形類似の原因関係が成立したものとみているのであり、当事者の実際上の意識は、この種の事案の通例として漠然としてはいるが、合理的に解釈すれば、Yは手形法上の債務を負担するにせよ、その手形はDの二〇〇万円ないし三〇〇万円程度の金策をはかる目的でのみ利用し、Yに迷惑はかけない——つまり満期前にDが自ら手形を取り戻す——といった内容の合意がなされたものと解したのであろう（木内宜彦・手形抗弁の理論一〇六頁以下）。そして、手形行為の構造上、右のYの手形交付時の意思表示は、裏書の原因（cause）として捉えられることになる（福龍博之「原因関係に基づく手形抗弁の法律構成」川又還暦記念・商法・経済法の諸問題三九七頁以下）。

そうだとすれば、本件のように、Dのもとには借入金が一〇〇万円しか交付されていないことを知りつつ、しかも、DがYのために本件手形を取り戻すのを妨害し、C・Dを巻き込んでYから三〇〇〇万円もの手形金をせしめようとした所持人Xに

対しては、現在、悪意の抗弁に関するいかなる学説——とりわけ最も厳格な詐欺的通謀（*entente frauduleuse*）説——に立つたとしても、悪意の抗弁の對抗がみとめられることになるのではないか。本件はまさに裏書人であるD、C両者ともに、Yの抗弁を切断しようとする確固とした目的をもって、Xの指示のもとに売買を仮装したのであり（売買契約それ自体は虚偽表示であるとしても、その虚偽表示をなすに至った目的が存在するのはむしろ当然である）、右の目的の不法性がC、Dの裏書の原因欠缺をもたらすことになるかと解すべきであらう。そして、判旨にいわゆる「別個の抗弁」を上述のように融通手形の抗弁に引き付けて捉える立場からすると、判旨が結論部分において、「Xは、本件約束手形を保持し、手形上の権利を行使する実質的理由を有しない」といい得たのは、 $D \downarrow C \downarrow X$ 間の原因関係が仮装売買であったことのみにもとづくわけではなく、実は、Y自身もまた原因欠缺による抗弁を有しており、 $Y \downarrow D \downarrow C \downarrow X$ という本件手形の流通過程において、それぞれの譲渡行為の原因がすべて欠缺しているが故に、Y・Xは直接の抗弁が對抗される関係にまで引き寄せることができるということを暗黙の前提にしているものと理解することが可能である。

もちろん、判旨はYの抗弁事由について積極的に判示しているわけではないので、右の二重無権（二重原因欠缺）的構成（最小判昭和四五年七月一六日民集二四巻七号一〇七七頁、大塚龍児・手形小切手判例百選（第四版）六七頁）を明確に、あるいは意識的に

採用したとみるのは無理であるとの批判・疑問もありえよう。ただし、かりに本件判旨が、所持人側の権利行使の不当性に着目して権利濫用論を持ち出したのだとしても、実はその裏では債務者に抗弁事由が存在していたことから、結果的に二重無権の構成と同一の結論に到達し得た事案であつたとはいひ得る。

要するに、権利の濫用といういわば「殺し文句」は別として、事実との関係で捉える限り、判旨を権利濫用論によって後者の抗弁の問題を解決したものと単純に図式化することは問題である。この点は、昭和四三年判決の事案がまさに融通手形として振り出された手形の裏書の原因欠缺が問題になったことと共通しており（前掲の拙稿参照）、私見よりみれば、所持人の権利濫用論は、「一般条項への逃避」（昭和四三年判決の松田少数意見）によって、手早くすわりの良い結論に落ち着くための方便ではないかとの疑問さえ生じ得る。

七 なお、本件の事案の特殊性として、本件判旨が、DがCを介して金融業者のFより一〇〇万円を借り受けたものと認定し、「たまたまCのもとに預けられていた」本件手形を利用してXとCがYから手形金を支払わせようとしたと判示した点も気にかかる（判旨は、DはFを介してCから借用したという原審の認定をわざわざ覆している）。なぜなら、右の事実認定を前提とすれば、Cは、D・F間の金銭消費貸借契約について仲介しただけであつて、右契約の担保のために徴求した手形をFのために預かっていた受寄者に過ぎないことになるからである。そうだとすれ

ば、Cはまさに単なる無権利者であつて、しかも後に本件手形に裏書をしたD、C、Xはすべて悪意者なのであるから、Xは本件手形を承継取得も善意取得もする余地はありなかつたこととなり（手一六条二項、七七条）、本件はXが無権利者であるという一点で請求を棄却すべきであつたことにならう。しかし、FがC・Xの策謀に関与していたか否かは明らかではなく、当事者がこの点を特に争つた形跡は窺えないから、判旨はXが手形を承継取得した権利者であることを前提にしたものか（だが、判旨が一方でCを受寄者であるとしながら、他方でXが権利者であるとしたものならば判決理由に齟齬があることになりはしまいか）。

高 田 晴 仁